

1 5 0 5 特恵原産地証明書の提出を省略可能な物品（HS4 桁）一覧

第 04.10 項、 第 06.04 項、 第 07.06 項、 第 07.09 項◎、 第 08.01 項、 第 08.02 項◎、  
 第 08.03 項、 第 08.04 項◎、 第 08.07 項◎、 第 09.01 項、 第 09.02 項◎、 第 09.04 項、  
 第 09.07 項、 第 09.08 項、 第 09.09 項、 第 09.10 項◎、 第 12.11 項◎、 第 13.02 項、  
 第 14.04 項、 第 15.05 項、 第 15.16 項、 第 15.17 項※、 第 15.18 項、 第 15.20 項、  
 第 22.01 項、 第 22.03 項、 第 25.09 項、 第 25.13 項、 第 25.20 項、 第 25.23 項、  
 第 27.01 項、 第 27.04 項、 第 27.07 項、 第 27.12 項、 第 27.13 項、 第 28.01 項、  
 第 28.03 項、 第 28.06 項、 第 28.07 項、 第 28.08 項、 第 28.09 項、 第 28.11 項、  
 第 28.12 項、 第 28.13 項、 第 28.14 項、 第 28.16 項、 第 28.17 項、 第 28.18 項、  
 第 28.19 項、 第 28.20 項、 第 28.21 項、 第 28.23 項、 第 28.24 項、 第 28.26 項、  
 第 28.28 項、 第 28.29 項、 第 28.30 項、 第 28.31 項、 第 28.32 項、 第 28.34 項、  
 第 28.35 項、 第 28.37 項、 第 28.39 項、 第 28.41 項、 第 28.42 項、 第 28.47 項、  
 第 28.50 項、 第 28.52 項※、 第 28.53 項、 第 29.01 項、 第 29.03 項、 第 29.04 項、  
 第 29.07 項、 第 29.08 項、 第 29.09 項、 第 29.10 項、 第 29.11 項、 第 29.12 項、  
 第 29.13 項、 第 29.14 項、 第 29.15 項、 第 29.16 項、 第 29.19 項、 第 29.20 項、  
 第 29.21 項、 第 29.23 項、 第 29.24 項、 第 29.25 項、 第 29.27 項、 第 29.28 項、  
 第 29.29 項、 第 29.30 項、 第 29.35 項、 第 29.38 項、 第 29.42 項、 第 32.01 項、  
 第 32.02 項、 第 32.04 項、 第 32.07 項、 第 32.09 項、 第 32.11 項、 第 32.12 項、  
 第 32.15 項、 第 33.03 項、 第 33.04 項、 第 33.05 項、 第 33.06 項、 第 33.07 項、  
 第 34.03 項、 第 34.04 項、 第 34.05 項、 第 34.06 項、 第 35.01 項、 第 35.04 項、  
 第 35.06 項、 第 35.07 項、 第 36.01 項、 第 36.02 項、 第 36.03 項、 第 36.05 項、  
 第 37.03 項、 第 37.07 項、 第 38.02 項、 第 38.05 項、 第 38.21 項、 第 38.23 項、  
 第 39.05 項、 第 39.07 項、 第 39.08 項、 第 39.09 項、 第 39.10 項、 第 39.12 項、  
 第 39.13 項、 第 39.15 項、 第 39.22 項、 第 39.23 項、 第 39.24 項、 第 39.25 項、  
 第 39.26 項、 第 40.03 項、 第 40.05 項、 第 40.06 項、 第 40.07 項、 第 40.08 項、  
 第 40.09 項、 第 40.10 項、 第 40.16 項、 第 43.01 項、 第 43.04 項、 第 48.02 項、  
 第 48.03 項、 第 48.04 項、 第 48.05 項、 第 48.06 項、 第 48.07 項、 第 48.08 項、  
 第 48.09 項、 第 48.10 項、 第 48.11 項、 第 48.16 項、 第 48.17 項、 第 48.18 項、  
 第 48.19 項、 第 48.20 項、 第 48.21 項、 第 48.22 項、 第 48.23 項、 第 63.09 項、  
 第 65.01 項、 第 65.02 項、 第 65.05 項※、 第 65.06 項、 第 65.07 項、 第 66.02 項、  
 第 67.01 項、 第 68.04 項、 第 68.05 項、 第 68.11 項、 第 68.12 項、 第 68.13 項、  
 第 69.02 項、 第 69.03 項、 第 69.05 項、 第 69.07 項、 第 69.11 項、 第 69.12 項、  
 第 69.13 項、 第 71.14 項、 第 79.07 項※、 第 80.01 項、 第 80.07 項※、 第 82.11 項、  
 第 82.13 項、 第 82.14 項、 第 82.15 項、 第 83.01 項、 第 83.02 項、 第 83.04 項、  
 第 83.06 項、 第 83.08 項、 第 83.09 項、 第 83.11 項、 第 94.05 項、 第 94.06 項、  
 第 95.04 項、 第 95.05 項、 第 95.06 項、 第 95.07 項、 第 96.02 項、 第 96.04 項、  
 第 96.07 項、 第 96.13 項、 第 96.15 項、 第 96.16 項

(計 214 品目)

項番号に※のついたものは以下の物品のみを指定する。

第 15.17 項のうち、第 1517.90 号の 1 の (1)、第 1517.90 号の 2 の (1) に掲げる物品

第 28.52 項のうち、水銀の炭化物又はオルガノインオルガニック化合物以外の物品

第 65.05 項のうち、フェルト製の帽子以外の物品

第 79.07 項のうち、第 7907.00 号の 2 に掲げる物品

第 80.07 項のうち、第 8007.00 号の 4 に掲げる物品

項番号に◎のついた項のうち、特別特惠受益国を原産地とする以下に掲げる輸入統計品目番号の物品については、特惠原産地証明書の提出を要するものとする。

0709.30-000 0709.51-000 0709.52-000 0709.53-000 0709.54-000

0709.59-000 0709.60-010 0709.60-090 0709.99-100 0709.92-000

0709.93-000 0709.99-200 0802.31-000 0802.32-000 0802.41-000

0802.42-000 0802.70-000 0802.91-000 0802.92-000 0802.99-900

0804.30-010 0807.11-000 0807.19-000 0902.10-000 0902.20-200

0902.30-090 0902.40-220 0910.11-100 0910.12-100 1211.40-000

1211.90-600

次の場合は、上記品目であっても原産地証明書の提出が必要です。

1. 関税暫定措置法施行令第 26 条第 2 項及び第 30 条第 1 項の適用を受ける場合（自国関与品）
2. 関税暫定措置法施行令第 26 条第 3 項及び第 30 条第 3 項の適用を受ける場合（累積加工品）
3. 原産国から第三国を経由して輸入する場合（関税暫定措置法施行令第 31 条第 3 項に規定する書類の提出がある場合を除く。）